

### (3) 痴呆性グループホームに対する重点調査

急増を続ける痴呆性グループホームに対して、経営者や管理者の事業所運営理念（利用者の尊厳保持に関する認識）や痴呆症に伴う中核症状と周辺症状といった障害特性の理解度について懸念する声が多く聞かれる現状にあること。

現に、利用者の尊厳を損なうサービス提供が行われたこと等に起因して指定取消となった痴呆性グループホームが発生していることにかんがみ、市町村とも連携し、平成16年度中に原則として全ての痴呆性グループホーム（介護相談員派遣の受け入れ又は外部評価結果等から判断して必要のないところは除く。）におもむいて、介護保険法第23条又は第24条に基づく調査や第76条に基づく指導等のいずれかの実施をお願いする。

なお、痴呆性グループホームに対する調査の視点として、

- ◇ 個別のアセスメントがどのようになされているか
- ◇ 利用者のプライドを損なわない関わりの技法を高めようとする努力がなされているか
- ◇ 家族の訪問に制限を加えていないか
- ◇ 地域住民やボランティアとの交流が行われているか
- ◇ 管理者・職員が研究・研修会に参加しているか
- ◇ 自己評価の実施や情報開示がなされているか
- ◇ サービス向上のための努力は何を行っているか

など、基礎的資質の向上に向けた取り組みと外部の目が入っている運営がなされているかがポイントと考えられ、また、このような実態を把握する際には、事業所に対する調査のみならず利用者の家族の声を直接聞くことも有効であるので留意いただきたい。

### (4) 関係機関等との連携

指定事業所・施設に対する指導を効果的に行うためには、介護保険担当部署は、

法人指導担当部署、医療監視担当部署、市町村（保険者）、国民健康保険団体連合会、都道府県社会保険事務所などとの情報交換が必要であるので、これらとの関係者との連携強化に引き続きご努力をお願いする。

また、実地指導等の結果から介護報酬の過誤請求が多くみられる算定項目については、福祉医療関係団体とも連携を図りながら、指定事業所・施設に対しそれぞれ誤りやすい算定項目についての周知を図るとともに自主的点検を奨励するなど過誤請求の軽減にご努力願いたい。

## 事業者の指定取消状況(平成16年7月末現在)

- 事業者及び事業所の指定取消件数は、年々増加している。
- 法人種別ごとにみると、営利法人とNPO法人において、サービス別にみると訪問介護、居宅介護支援及び介護療養型医療施設において、指定取消の出現率が高い。

### 【事業者数】

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	合計
営利法人	3事業者	9事業者	30事業者	47事業者	13事業者	102事業者
特定非営利活動法人	一	3事業者	3事業者	7事業者	1事業者	14事業者
医療法人	3事業者	3事業者	4事業者	7事業者	3事業者	20事業者
社会福祉法人	一	4事業者	5事業者	7事業者	1事業者	17事業者
地方公共団体	一	一	一	1事業所	1事業者	2事業者
その他(個人5、企業組合1)	1事業者	1事業者	2事業者	3事業者	1事業者	8事業者
合計	7事業者	20事業者	44事業者	72事業者	20事業者	162事業者

※ 複数年度で取り消しを受けている事業者がいるため、合計において一致しない。

### 【事業所数】

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	合計
訪問介護	3事業所	9事業所	32事業所	42事業所	7事業所	93事業所
訪問入浴介護	一	1事業所	1事業所	1事業所	一	3事業所
訪問看護	一	一	4事業所	5事業所	1事業所	10事業所
訪問リハビリ	一	一	2事業所	一	一	2事業所
居宅療養管理指導	一	一	3事業所	2事業所	1事業所	6事業所
通所介護	一	一	9事業所	8事業所	一	17事業所
通所リハビリ	2事業所	2事業所	2事業所	1事業所	一	7事業所
短期入所生活介護	一	一	1事業所	1事業所	一	2事業所
短期入所療養介護	一	一	一	1事業所	一	1事業所
グループホーム	一	2事業所	一	5事業所	1事業所	8事業所
特定施設	一	一	一	一	2事業所	2事業所
福祉用具貸与	一	一	5事業所	7事業所	3事業所	15事業所
居宅介護支援	一	15事業所	29事業所	25事業所	6事業所	75事業所
介護療養型医療施設	2施設	1施設	2施設	7施設	3施設	15施設
合計	5事業所 2施設	29事業所 1施設	88事業所 2施設	98事業所 7施設	21事業所 3施設	241事業所 15施設

指定取消処分のあった介護保険事業所の内訳

平成12年4月から 平成 16 年 7 月累計

作成 介護保険指導室

【指定取消状況による分類】

	件数	都道府県数	事業者数	事業所数	施設数
A 指定取消処分が行われたケース	151	38	146	215	14
1 不正請求や指定基準違反により指定取消処分が行われたケース	143	38	138	206	13
2 実態がなく、指定取消処分が行われたケース	8	5	8	9	1
B 指定取消を前提に聴聞通知書を発出後、廃止届が提出されたケース	16	9	16	25	1
C その他、指定取消に相当する事例として公表したケース	1	1	1	1	0
平成12年4月から 合計 平成 16 年 7 月	168	38	162	241	15

※ 一つの事業者が区分をまたがって指定取消をされているため、「事業者数」欄において各項目の単純な積み上げと合計が一致していません。

【サービス種別と法人種別による分類(事業所数)】

サービス種別	法人種別					合計
	営利法人 事業者	特定非営利活動法人 事業者	医療法人 事業者	社会福祉法人 事業者	その他 事業者	
訪問介護	80	8		4	1	93
訪問入浴介護	2	1				3
訪問看護	6		2		2	10
訪問リハビリテーション					2	2
居宅療養管理指導			3		3	6
通所介護	9	5	1	2		17
通所リハビリテーション			2	1	4	7
短期入所生活介護				2		2
短期入所療養介護				1		1
痴呆対応型共同生活介護	6	2				8
特定施設入所者生活介護	2					2
福祉用具貸与	15					15
居宅介護支援	44	14	6	11		75
介護老人福祉施設						0
介護老人保健施設						0
介護療養型医療施設			11		4	15
合計	164	30	25	21	16	256

**指定取消処分のあった介護保険事業所の出現率**  
 平成12年4月から 平成 16 年 7 月累計 月累計 月累計  
 作成 介護保険指導室

**【サービス種別と法人種別で見る指定取消事業者の出現率】**

サービス種別	法人全体	法人種別							
		営利法人	特定非営利活動法人	医療法人	社会福祉法人	その他法人	地方公共団体	その他	
サービス種別全体	0.19%	0.47%	1.08%	0.08%	0.06%	0.01%	0.04%	0.08%	
訪問介護	0.45%	0.72%	0.77%		0.07%	0.08%			
訪問入浴介護	0.11%	0.20%	4.35%						
訪問看護	0.11%	0.90%		0.05%				0.16%	
訪問リハビリテーション	0.10%							0.42%	
居宅療養管理指導	0.04%			0.07%				0.03%	
通所介護	0.12%	0.25%	0.73%	0.08%	0.03%				
通所リハビリテーション	0.12%			0.05%	0.19%			0.78%	
短期入所生活介護	0.04%				0.04%				
短期入所療養介護	0.03%				0.22%				
痴呆対応型共同生活介護	0.15%	0.25%	0.62%						
特定施設入所者生活介護	0.23%	0.31%							
福祉用具貸与	0.23%	0.26%							
居宅介護支援	0.28%	0.54%	2.25%	0.12%	0.14%				
介護老人福祉施設									
介護老人保健施設									
介護療養型医療施設	0.44%			0.44%			1.16%	0.37%	

※ 出現率とは、指定取消事業所数を指定事業所数で除したものである。

指定事業所数は、介護給付費実態調査月報(平成 16 年 6 月審査分)による。

訪問介護事業所、居宅介護支援事業所の主な取消事由等（16年7月分まで）

◎訪問介護事業所の主な取消事由（重複該当あり）

不正の内容	具體例	該当数
架空、時間や回数の水増しによるサービス提供		49
無資格者によるサービス提供	無資格者が有資格者の名義を借りサービスを提供	28
虚偽の指定申請	勤務予定のないヘルパーを申請書に記載して指定を受けた	24
人員基準違反	サービス提供責任者が不在など	22
同居家族に対するサービス提供	利用者とヘルパーが同居家族であり、同居家族であるヘルパーが他のヘルパーの名義を使い請求	14
対象外サービスの提供	移送中の時間をサービス提供時間として請求	12
利用者負担の免除	利用者が支払うべき1割相当額を徴収していなかった	9
3級ヘルパーによるサービス提供	作戦的に減算適用せずに請求	2
ケアマネ事業所に対する金銭供与	事業所の利用を斡旋依頼し金品を供与した	1

◎居宅介護支援事業所の主な取消事由（重複該当あり）

不正の内容	具體例	該当数
無資格者によるケアプラン作成	ケアマネの名義を使い無資格者がケアプランを作成	34
架空、不適切なケアプランの作成	ヘルパー事業所等の架空請求を帮助するために架空のケアプランを作成していた	29
虚偽の指定申請	勤務予定のないケアマネの名前を借りて申請した	21
アクセスメント、給付管理が未実施もしくは不適切	ヘルパー事業所等のサービス提供実績に基づき後付けで、ケアプラン・給付管理表を作成	13
人員基準違反	常勤のケアマネが不在など	13
要介護認定調査における無資格者の訪問調査	ケアマネでない者が訪問調査を実施していた	4
ヘルパー事業所からの金銭授受	ヘルパー事業所から紹介料的な金銭を受領した	1